

令和3年1月吉日

保護者様

狭山市教育委員会
学校教育部教育指導課長

お子様の教育支援プランの作成について（ご案内）

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校現場においても*合理的配慮の提供が求められています。また、障害のあるものとなないものがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備が必要とされています。本市においても、通常の学級で学ぶ特別な支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあります。

本市では、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、よりきめ細やかな支援を行うために、教育支援プラン（以下参照）の活用を推進しております。お子様の発達等についてご心配な点がありましたら、この教育支援プランの作成及び活用について学校にご相談下さい。

*合理的配慮の提供…障害のある人から、バリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

※作成対象は、【障害のある児童生徒で、特別な教育的支援の必要な者】としております。

※特別支援学級に在籍している児童生徒は、すでに各校で作成をしています。

参考（埼玉県教育委員会ホームページより）

①「個別の教育支援計画」プランA

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫し、教育・福祉・医療・労働等の関係機関が連携して支援するための計画です。

②「個別の指導計画」プランB

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを具体的な指導・支援に反映させるための計画です。この教育的ニーズには、本人や保護者の願い、子どもの障害の状態、ねらいなどが含まれます。これらに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、指導目標・内容・支援の方法等を盛り込み、学校等で作成します。